

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成24年 3月 9日 開会 9時57分 閉会 13時35分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

上野安是 西田久志 佐藤豊 井口勇

森下金三 鳥越孝太郎 藤原正己

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 委員外議員 三輪順治 森本典夫

(3) 説明員

副市長 三宅生一 市民生活部長 国末博之

健康福祉部長 大元一高 市民生活部次長 笠行眞太郎

市民生活部参与 金高常泰 健康福祉部次長 大月仁志

病院事務部長 北村宗則 税務課長 小田義晴

市民課長 川田純士 子育て支援課長 谷本悦久

介護保険課長 中原康夫 保健センター所長 山本高史

偕楽園長 福島秀裕 健康福祉部参事 田辺晶則

甲南保育園長 三宅信子 芳井保育園長 松山睦美

芳井支所長 笹井洋 美星支所長 小出堅治

病院事務部庶務課長 猪原忠教 病院事務部医事課長 藤井秀典

市民課長補佐 橋本良啓 介護保険課長補佐 竹井博範

福祉課高齢者福祉係長 立花計志

(5) 事務局職員

事務局長 初崎勲 事務局次長 渡辺聡司

主任主事 平川貴章

### 6. 傍聴者

(1) 議員 坊野公治、藤原浩司、簗戸利昭、馬越宏芳、大鳴二郎、河合建志  
川上泉

(2) 一般 0名

(3) 報道 2名

## 7. 発言の概要

**委員長（上野安是君）** 若干定刻より早いようですけれども、これから始めたいと思います。

皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

**副市長（三宅生一君）** 改めまして、皆さんにおはようございます。

啓蟄ということで、二十四節気の一つであります。冬の間巢ごもりをしていた虫たちが動き始めるという、そういった季節となりました。少し底冷えもしない、だんだんにいい季節を迎えたなという感じがいたしておるところであります。

そうした中、先般、2月19日でしたが、田中美術館であってはならない事件が起きました。本当に深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

さて、この時期になりますと、昨年の3月11日でありましたが、東日本の震災がこういった委員会を開催しているさなかに起こったということがございました。1年経過するわけですが、復興を願ってやまないところでもあります。また、井原市としましても、支援をこれからも続けていきたいというふうに思っております。ちょうどこの3月11日は日曜日になりますが、市といたしましては、半旗を翻し、弔意をあらわしたい、あるいは職員には2時46分に黙祷するようというふうに指示をいたしておるところであります。

また、この議会基本条例に基づく議会改革がどんだんなされているということであります。1月31日に、議会改革の関係で早稲田大学のマニフェスト研究会、こちらのほうからの改革度ランキングというのを示されたところでありました。504位の前年から、このたび県下トップの41位ということをおっしゃっていましたが、非常に敬意を表したいというふうに思っておるところであります。

さて、本日は、当市民福祉委員会を開催いただきまして、本当に多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。この委員会に付託されております事案につきましては、慎重に審議の上、適切にご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、お手元に平成24年2月市議会定例会報告事項という資料がございます。後ほどお目通しを願えたらというふうにも思っております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈議長あいさつ〉

〈議案第27号 井原市犯罪被害者等支援条例について〉

〈質疑〉

委員（佐藤 豊君） 犯罪被害者を擁護するという形の中での説明の中でも少し触れられたところがあったんですけど、DVの関係ですけども、県にはシェルターとってかくまうところもNPOの関係で対応されてるところもございます。本市の場合は、市営住宅がその対象という形での対応になるかと思いますが、その場所についてはここでは言わないほうがいいんかもわかりませんが、そうした対応をする場合、優先的にもうこの市営住宅とかという形では、大まかとしては決められているのでしょうか。その点だけどうでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 市営住宅につきましては、一定数量は常時確保しておるということで、場所については明らかにしておりません。

以上です。

委員（佐藤 豊君） それだけで終わろうと思ったんですけど、一応市営住宅の場合を抽せんという形の中で、単身者とかいろんな事情の場合は優先的にという形の対応をされてますけれども、そういったDV被害者とか犯罪被害者の立場の方は、そういった優遇措置はなしとしても、即その状況を勘案して、優先的に市営住宅を利用していただけるようにするのか。その点だけどうでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 市営住宅の優先入居については、それぞれの状況に応じて、県の一時避難場所でありますとか、それから特に身に危険が及ばないだろうというふうなものについては、井原市の公営住宅というふうなことになるかと思いますが。ケース・バイ・ケースということの判断になるかと思いますが。常時支援をする方がそばにいないければいけないような状況ですと、当然もう県が設置しておりますそういった施設へは、常時生活相談とかいろんな悩み事の相談に乗れる職員が付き添うということも可能となっておりますので、そういったことでございます。

委員（佐藤 豊君） ということは、基本的には優先順位とかというのは関係なしに、その状況で判断するというところで理解しとったらよろしいでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） わかりました。

委員（森下金三君） この条例の第5条にあります市民等の責務というのが5条に書かれ

であるわけです。それに関連しまして、第2条の3項のところにあります関係団体等と、それで云々と書いてありまして、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係するものというのが、この市及び関係機関等が行う犯罪被害者など支援する、協力するよう努めなければならないということが5条に書いてあるんで、その団体というんがようわからんのですが、犯罪被害者などを支援を行う民間の団体、そしてその他の関係するものを言うというのが書いてあるんですが、この団体、これ市民ですから、我々に該当する市民の責務として、井原市においては、このような団体というのがあるのかないのかということと、この団体というものは具体的にどういう団体を指すのかということのをちょっと教えてください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 犯罪被害者支援団体と申しますが、いわゆる岡山県の警察、県警のほうと連携をしております、社団法人被害者サポートセンターおかやま、それからNPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ、それからNPO法人さんかくナビ、そういった3団体が今認定をされておられます。

以上です。

市内にはございません。

**委員（森下金三君）** 民間の団体が今言われた3団体と、その他の関係するものというのは、これどういう。その他といえ、どういう団体です。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** その他の団体といいますのは、例えば弁護士会であったりということをイメージをしております。

以上です。

**委員（森下金三君）** ということは、5条にあります市民はそういう人からの協力というもんがあったら、その人に対して協力をしていかなければならないというのが市民の役割と、責務ということですね。わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第28号 井原市墓地等の経営の許可等に関する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第29号 井原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第30号 井原市介護保険条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（佐藤 豊君） 本会議で説明していただいて、補足説明はないということですが、ちょっと具体的に聞かせていただきたいのは、今回7段階から9段階に細分化をされました。それぞれ現状の7段階でも保険者の対象人員というのは把握されとると思いますが、9段階に細分化されたときに、おのおの保険者の人数はどの程度。きっちりじゃなくてもよろしいですが、どの程度になるのでしょうか。被保険者。

介護保険課長（中原康夫君） まず、第1段階83人、第2段階1,826人、第3段階、改正後の第3段階です、1,477人、第4段階1,568人、第5段階1,745人、第6段階3,016人、第7段階3,414人、第8段階913人、第9段階106人、合計1万4,148人。これは、第5期中の3年間における平均値でございます。

委員（佐藤 豊君） ありがとうございます。

説明を今回基本ベースの4,100円から4,800円にということでの議案は出されていますが、基本的に、いろんな基金を取り崩しながらそういった抑制策をとっていただいたというふうには、本当に理解はしております。そうした中で、それでもこの4,800円に上げなければならなかったということの理由を説明はしてはいただいとんですけど、再度、我々も今後、市民の声を聴く会等々に出たときには、必ずこの問題がクローズアップされるように思いますので、再度、どうして4,100円の基本ベースから4,800円に引き上げたのか。その辺の背景、理由を、三、四点、大きな理由を聞かせておいていただければありがたいんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

**介護保険課長（中原康夫君）** まず第1点は、第4期の現在ですが、平成21年から23年度までの4,100円というのは、本来額は4,640円でございます。これについては、基金とか介護従事者処遇改善特例交付金、国からの期間限定による一時金を基金に積み立てて、それを崩して保険料を据え置くという、そういう措置をとって4,100円に据え置いていること。だから、本来額は4,640円であるということが、スタートラインはここです。

次に、今後、今現在、団塊の世代がこれから65歳の高齢期に突入される時期で、高齢者数がこれからふえてくるということになります。そうしたときに、当然のことながら、対象者がふえますので、要介護認定者、要するに受給者もふえてくるということで給付費が上がるということ。

それから、第4期でも施設整備を行っておりますが、第5期でも特養70床、グループホーム2ユニット、それからハードでいいますと、認知症のデイサービス、こういったものを計画の中に入れることによって給付費が上がってきます。

それと、今回の制度改正に伴う報酬改定も給付費が上がってくる要因でございます。それに伴って、微妙ではあるんですけど、これは被保険者の負担割合が1号と2号で直接65歳以上の方に負担いただくのは、第4期は人数割ですので、そういうルールでございますので、20%でしたが、第5期については21%分を負担することになります。

そういった要件が重なって保険料が上がってくるということでございます。

**委員（佐藤 豊君）** ありがとうございます。終わります。

**委員（鳥越孝太郎君）** 今回の介護保険料の改正の条例でありますけれども、全体では17.1%の値上げということで、市民にとりましては大変重税感がさらに高くなるわけがあります。こうした中で、今回、基金の取り崩しを2億2,500万円して、最終的に保険料を4,800円に落ちつかせたということでありまして、基金を3億600万円あったのを2億2,500万円取り崩しますと、残りあと3年後には1億円に満たない基金ということになるわけでありまして、将来のことを思ったら、この基金の取り崩しというのはな

るべく低く抑えたほうがいいのではないかというふうには思うわけです。そうすれば、保険料は上がるわけですが、そのあたり、将来にツケを回すことにはならないのかどうなのか。そのあたりご見解をお伺いしたいと思います。

**介護保険課長（中原康夫君）** 介護給付費準備基金という基金の性格でございますが、基本的には、この基金は今の被保険者が納めた保険料の余剰金であります。したがって、この基金の使い道は保険料の充当に充てるのみで、施設整備とかに使うことはできません。国の考えは、今の世代というか、今の被保険者が納めた保険料ですので、できるだけ近いところで還元を、余分に納めているわけなので、還元をしてあげべきだというスタンスですが、ご指摘のように、何かの要因で保険料が不足するというようなことが起こったときには、財政安定化基金に借入れをするという事態が起こってきますので、保険者とすれば、ある程度は備えておくべきだというふうに判断をしております。

今回は、答申にもありましたように、可能な限り納める人の負担感を少なくするということで、最小限残してあとは還元をするということで、できるだけ抑えて4,800円というふうに設定をしたというわけでございます。

**委員（鳥越孝太郎君）** わかりました。

**委員長（上野安是君）** 傍聴されている森本議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

#### 〈異議なし〉

**委員外議員（森本典夫君）** ありがとうございます。

何点かお尋ねします。

本会議で、こういう改定をすることによってどのぐらいの影響があるかという質問に対しまして、1億700万円の影響があるという話がありました。私は一貫して、一般会計から繰り入れて、今回800円上がるわけですが……。

700円上がるわけですが、それを少しでも上げる金額を少なくすべきだということを言っているわけです。一般会計から入れることについては、国もそれは絶対いけませんということにはなっていないわけで、そういう意味では、例えば700円上げるのを350円に抑えようとするれば、一般会計からどのぐらい繰り入れれば350円で済むのか。その点をお聞かせいただきたい。

それから、直接この金額には関係ないんですが、こういう声が寄せられております。そのことについてちょっと見解をお聞かせいただきたいと思うんですが、これまで介護度1ということでデイサービスやヘルパー派遣などの介護サービスを受けていましたけれども、今度

の改定に伴う認定で介護1から要支援1に変更になりました。その結果、これまでの介護サービスの幾つかが受けられなくなります。その結果で、介護度が軽くなったことは喜ばばよいのかもしれませんが、その方はそんな気分にはなれないと。それから、その方は、人に迷惑をかけてはいけないということで、今までずっと頑張ってきたんですが、この人は90歳前の人ですけども、介護度が低くなるということになると、どうも納得できないと。それから3点目は、これまでの介護サービスがあったからこそ、軽度で今まで維持ができて、介護度1で済んでいたんですが、それがサービスが少し削られるということになると、これまた大変になってくるということの心配をされておられます。それから、今度の改正でヘルパーさんの時間も短くなるというようなこともあって、これもいろいろ……。

なってくるんで、その点をどういうふうにお考えかお尋ねをしたいと思います。

**委員長（上野安是君）** 森本議員、今の要介護を受けられとる方のご意見というのが、この条例に、今回の条例の改正案に、何か問題というか、関係がありますか。

**委員外議員（森本典夫君）** 介護料を納める人ですから、当人ですから。保険料を納める人の心配事ですから、どうぞお願いします。

**委員長（上野安是君）** 影響額のほうはすぐ出ますでしょうか。

**介護保険課長（中原康夫君）** 年額で5,350万円を一般会計から繰り入れることになります。

**委員長（上野安是君）** 森本議員、後半の介護度の、要は認定の介護1から要支援1になった、あるいは結局サービスのそれが低下につながるのではないかとか、あるいは介護サービスのおかげで今まで元気だったのに、それが下がるということは、要は介護度を逆に上げるとかというような先ほどの意見なんですけど、これを今この場でご質問されるのは、これはこの場にはふさわしくないと思いますので、どこか別の場でということで、この委員会の最後の所管事務調査のところで、再度発言してもらうようお願いいたします。よろしくお願いします。

**委員外議員（森本典夫君）** わかりました。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉



〈議案第39号 井原市と福山市との間における児童の発達支援に関する事務の事務委託について〉

〈質疑〉

**委員（森下金三君）** この条例の第3条でございますが、委託事務の管理及び執行に関する経費は云々と書いてあります。本会議で私が聞き違いがあったかどうかかわからなかったので確認したいと思うんですが、委託料が105万6,000円というふうにちょっと聞いたような気がするんですが、それが事実かどうかというのと、この委託料の計算というか、出す根拠、どういう、発達障害が何人お世話になるから、それは一人頭何ぼにしてやるのか。どういう形でこの数字というのを計算したのかということをごちゃと教えてください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 予算額の105万6,000円という説明ということですか。

**委員（森下金三君）** 委託料として出しますよね、井原市から。そのお金が本会議で105万6,000円というふうに僕が聞いたような記憶があるんですけど、それが正しいか正しくないかというのと、それとそのお金を出した、金額を決めた根拠。全体の例えば何%を出しとるというような。そういう負担割合というか。そういうことです。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 予算計上額は105万6,000円となっております。

**委員長（上野安是君）** 根拠は。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** これにつきましては、センターが開所されて、人件費及び施設維持管理費の合計から、福山市が徴収する使用料、その他の収入を差し引いた経費を6市2町の利用者の実績に応じた額を負担するという考えのもとに福山市が計算をされております。これは、それで福山市が実際にすべて4機能をスタートさせるのは、実は予定とすれば25年度当初から4機能すべてスタートするという形を予定されております。それで、それから1年間、施設に係る運営経費を福山市のほうで試算をされておまして、これにつきましては、人数につきましては、障害児等の今療育支援事業というのが、福山市さんを初め近隣の尾道、三原、府中等々が障害児の療育の支援事業をやられています。これの3年間の実績に応じて、利用者に応じてそれぞれ負担率を出すという形になっておまして、井原、笠岡についてはその実績がございません。どういうふうに負担をされたかといいますと、府中市が人口規模も同等だということで、府中市の障害児の療育支援事業の実績をもとに負担率を出されました。それによって、年間かかる井原市の負担額に相当する額の半分と、24年度につきましては、開所が、一応24年度中に開所予定ではございますけれども、10月から後の半年間ということで、半分の105万6,000円ということでありま

す。

**委員（森下金三君）** ちょっと私はようわからんのですが、そしたら、全体のお金がありますわな。全体運営する金額が、そのそしたら何%になるんですか。いろいろよそのなにをなんですけどが、全くちょっとよう理解できんから。そしたら、全体の例えば1,000万円運営費がかかると。その1,000万円の例えば1割か2割か、その辺はどういうことなのか。105万6,000円というのは全体に対する、そしたら何%の負担ということになるんですかね。

**副市長（三宅生一君）** 市町村別の負担額について、福山市のほうを試算をされております。先ほど、子育て支援課長が申しあげました2007年から2009年度の3カ年の実績は、広島県側にはあって、岡山県側の笠岡市、井原市にはございません。したがって、申しあげたとおり、府中市を引用しているというのが実態で、動くのはこれからということでございますが、試算の概要ですが、年間、その構成団体すべてで7,331万円であります。ところが、24年度については半分でありますので、それが全体では半分の額が負担額の総額というふうになります。負担率につきましては、井原市は2.88%であります。

**委員（森下金三君）** それでいいです。

**委員（佐藤 豊君）** 福山市子ども発達支援センターという条例でご紹介いただいとんですけど、場所はどこに設置されるのでしょうか。単純なことをちょっとお聞かせ、聞いたかもわかりませんが、再度お願いします。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 場所につきましては、国道2号線に福山東警察署がありますが、その北側になります。周りには……。福山市の保健センターになります。

**委員（佐藤 豊君）** 済いません。福山市の保健センター内に設置されるということで理解しとったらよろしいのでしょうか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 開設場所につきましては、福山市保健センターの1階、2階部分を改修してそこで実施するということになっております。

**委員（佐藤 豊君）** わかりました。終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈請願第1号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を促す意見書採択のお願い〉

**紹介議員（森本典夫君）** お世話になります。大変長い請願理由であります。大事なことがここへ書き込まれておりますし、アンダーラインまで引いての請願書になっております。

このたびから、請願、陳情に来られたときに出された資料が議員全員に配られるようなことになりまして、大変審議するにも役に立つなというふうに思っております。ありがたいことだと思っております。

ここへ書いておりますような状況の中ですし、それから資料で皆さん方にお渡しできてる中で、2011年12月1日に国会の段階で、超党派のこころの健康推進議員連盟が結成されまして、それぞれの党派の役員の方々がここへ紹介されています。見ますと、民主党から共産党まで、それぞれ無所属の方も含めて役員になられて、全体的な国の段階でも、これを早くしていこうやという話になっているところです。したがって、地方自治体も、地方議会も、こういう形で早くやっってくださいよという内容の請願でありますので、ぜひ採択していただいて、意見書を上げていただきたいというふうに思います。

皆さんのお手元には意見書の例文までついております。これも長いんで、これはまた最終的には議長が判断して、文章は考えられると思いますが、この意見書の例文の中の3行目あたりの文章がちょっとおかしいという指摘も他の議員から受けまして、ここなんかはちょっとやり直さないといけんかなというふうに思ってますが、それはたちまちここでは意見書は関係ありませんので、またそういうことをつくるような状況になりましたら、こういうふうにしたらどうかという意見は言わせていただきたいというふうに思っておりますけれども、ぜひこの請願を採択していただき、意見書を関係機関に送っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

**委員（鳥越孝太郎君）** 今回、この請願が出まして、拝見いたしました。長い文章でありますけれども、読ませていただいて、調査研究もいたしました。非常に賛同するところが多くございますので、採択して国に対して意見書を提出すべきだというふうに考えます。

理由につきましては、健康は体と心の両方が相まって健康ということになるわけでありませう。心の健康は、国民あるいは市民の一人一人の問題ということだけではなくして、社会としても取り組まなければならない重要な課題と考えます。このことから、今回の、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）でありますけれども、この制定に賛同いたします。

以上です。

**委員（佐藤 豊君）** 私も、採択すべきものと思っております。

毎年、3万人の自殺者が出る。その背景には、うつ病とか今の現代に大きな問題として横たわっている精神的な悩みを抱えた多くの皆さんが潜んでいる、そういったことを考えたときには、そうしたことを少しでも改善し、またいい方向に、自殺者が減少する方向に取り組んでもらう。また、実際そうした、今病気で悩まれてる方は、本当に早目に、今は認知行動療法とかを併用して、薬等そういった取り組みをしながら改善に努力する社会の方向性も出つつありますので、そうした総合的な観点からいって、国会のほうでもそうした精神的な病気をお持ちの方の改善策をどんどんどんどん打っていただいて、社会がいい方向性に向くように取り組んでいただく請願として、井原市としても採択すべきものというふうに思います。

**委員（森下金三君）** この件について別に異論はございませんが、先ほど紹介者の方が説明された、意見書の中にちょっと文章的にどうのこうのというような言われたんですが、それはどの部分が当たるのかというのをちょっと教えていただければ。

**紹介議員（森本典夫君）** あくまで例文なので、採択されて意見書出そうということになって初めてこれが参考になって生きてくるんだろうということで、あえて言いませんでしたが、ご質問ですのでちょっと具体的に言いますと、2行目の3万人以上の人々が自殺によって14年連続で命をなくしております。（それから、平成14年から350人、400人超えています。）それから、14年連続です。というふうにすべきだということを、請願者と相談した結果、こういうふうに直さんと、これは確かにまずいですなということでありましたので、今言いましたようなことを、意見書を上げるときには参考にさせていただきたいなということで、先ほどちょっと言いましたので、これは、案文はまたここで、この委員会で考えて、言ってみれば議長が責任を持ってやっていくということになりますので、今言いましたようなことに改めていただければ、請願者の意思も通じるのではないかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

**委員（森下金三君）** はい。

**紹介議員（森本典夫君）** ありがとうございます。

〈なし〉

〈採決 採択〉

〈意見書の提出〉

〈異議なし〉

〈陳情第1号 障害者総合福祉法（仮称）制定に関する意見書の提出に関する陳情書〉

**委員（鳥越孝太郎君）** 今回のこの陳情第1号については、採択すべきものというふうに思います。理由につきましては、平成18年に障害者自立支援法が執行されましたけれども、いろいろな問題も起きております。特に応益負担制度などは、相当な課題もあるようでございます。こうした中で、特にこの2番目に書いてありますように障害者の自立した地域生活が可能となる質的量的に充実した障害福祉施策の提供というのは大変重要なことでございまして、今回の陳情第1号は採択すべきものというふうに私は考えます。

以上です。

**委員（佐藤 豊君）** 職員にちょっとお聞きしたいんですけど、応益負担と応能だったですか。障害者の負担が、自立支援法ができた時にかわったと思うんですけども、再度その両方について具体的にはどういうふうな制度になったのか、ちょっとわかりやすく教えていただければありがたいですが。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 自立支援法ができたときに、1割負担になりました。それで、皆さんご承知のとおり、いろいろ問題点として取り上げられまして、障害者自立支援法の改正案ができて、そこで応能負担が基本と一応なっております。今現在、国の資料等の中では、サービスが無料で使っている人の割合というのが85.5%の方が無料、負担額の割合というのは0.8%という数字が、国の障害福祉部会へ提出された24年2月8日の資料の中で書いてあります。そういった現状です。

**委員（佐藤 豊君）** 福祉事務所のほうに、障害者団体のほうからその件についての要望事とか陳情事とかの声ですね。いろいろあったと思うんです。今回、こういった意見書が出されたということでの相談事とか、こういうことは行政としてはどういうふうにとんかとか、そういった声はどういう声がありましたか。ちょっとその点だけ教えてください。

**健康福祉部次長（大月仁志君）** 最近、私自身がじかに聞いてはおりませんが、自立支援法ができた当時におきましては、各障害者の総会等の中で、負担が大変厳しくなったとかということで、所得の判定範囲を分けるために、世帯の分離であるとか、そういったこともなされたように聞いております。1割負担ということで、作業所等へ通った場合には、作業をしながら1割の自己負担があるということで大きく問題となった経緯があります。

以上です。

**委員（佐藤 豊君）** 私も自立支援法が施行された後、いろんな障害者の皆様方からそういった負担についての相談も受けて、私もそこで少し勉強したんですけども、そういった

ことで障害者の本人含め、ご家族にとっての将来的なことから考えると、本当に不安な取り組みのように感じました。そういったことから、いろんな保護者の皆様方から声が出てきた現状があるように思います。そういったことで、方向的に改善するという方向性が、今流れができつつあるというふうに思いますので、本市としてもそうした流れに乗るのが、方向性としてはいいんじゃないかというように思いますので、今回の意見書は採択すべきものだというふうに思います。

〈なし〉

〈採決 採択〉

〈意見書の提出〉

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈執行部からの報告事項について〉

市民課長（川田純士君） お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

井原市国民健康保険の状況について。

3項目、国保財政の現状と国保財政の今後の見通し、そして国保財政の健全化を記載いたしております。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページのほうに、平成22年度の決算、23年度、24年度の収支の見通しの表を掲げておりますので、こちらをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず、1番目の国保財政の現状1ページでございます。

平成22年度の状況につきましては、保険税につきましては、税率の改正を行ったことによりまして税収が増、それから歳出におきまして、医療費の伸びの鈍化によりまして保険給付費の減ということで、収支でいきますと9,854万1,274円の黒字となったわけでございます。このうち先般の特別会計の補正予算でご議決をいただいております国庫補助金等の返還金に4,168万3,000円を充てております。

続きまして、2)の平成23年度の状況でございます。

歳入につきましては、主な要因としまして保険税の増ということで、当初予算では1人当

たり所得を前年比9.6%と見込んでおりましたが、23年度の1人当たり所得が100.1%となったこと、それから収納率につきましても順調に推移をしているということで、当初予算に対して増となる予定でございます。それから、国県支出金につきましては、医療費の伸びが鈍化したことによって、逆にこれは補助が減るということでございます。それから、療養給付費等交付金、これは退職者医療にかかわるものでございまして、追加交付がございましての増でございます。それから、前期高齢者交付金、これにつきましても、当初予算に対しましての増、また前年度の繰越金につきましては、22年度の剰余金9,854万2,000円の繰入金をいたしておりまして増でございます。したがって、借入金につきましては、繰入金を充てたということで使用しないという予定でございます。

歳出のほうでございますけれども、主な要因といたしましては、医療費の伸びの鈍化でございまして、1人当たりの伸び率が全体で99.7%と見込んでおります。それから、共同事業の拠出金につきましては、高額医療費の減少による減、それから保険事業費につきましては、特定健康診査の受診率の低迷によります減、また償還金につきましては、前年度の精算返還金の発生によります増ということでございます。

収支としまして、当初予算では5,200万円の赤字を見込んでおりましたが、現段階では1億5,600万円の黒字となる見込みでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

2番目の国保財政の今後の見通しでございます。

平成24年度の見通しでございまして、歳入の主な要因としまして保険税でございまして、所得の減少、1人当たりの所得を平成23年度比98.8%で試算をいたしております。また、収納率につきましては、平成22年度の現年分につきましては、平成22年度の実績、また滞納繰越分につきましては、行革の目標数値で試算をいたしております。そうした結果、収納見込みとしましては、平成23年度の当初予算比では2,416万円の増でございます。

また、前期高齢者交付金につきましては減少ということでございますけれども、これは23年度におきまして、21年度の過年度分の前期高齢者交付金の精算金、これが1億4,236万5,148円という多額の追加交付があったため、24年度におきましては、逆に22年度の精算4,600万円の返還という予定になっております。

続きまして、歳出でございます。

主なものとしましては、医療費の緩やかな伸びを想定しておりまして、1人当たりの見込み伸び率を全体で101.2%と見込んでおります。

したがって、収支につきましては、歳入歳出差し引き9,000万円の赤字になり、不足分を一般会計借入金で賄うこととしております。なお、予備費を使わなかった場合に

は、4,000万円の赤字となる見込みであります。ただし、平成23年度末で1億5,600万円の剰余金が見込まれておるため、この剰余金を繰り越すことによりまして、24年度の歳入不足を賄えると見込んでおります。

3番目の国保財政の健全化でございます。

平成23年度以降の収支見通しによると、平成24年度末で1億1,590万円の剰余金が生じる見込みでございますが、平成24年度は、前期高齢者交付金の前々年度精算金が返還となることなどから、単年度収支では赤字となる見込みであります。また、医療費についても、ここ数年は伸びが鈍化しているものの、診療報酬の改定等による今後の影響も懸念されます。こうしたことから、国保財政は決して安定した状態にあるとは言えず、国保特別会計の収支の均衡を保つためには、国保財政のさらなる健全化を図る必要がございます。

4ページでございますが、財政健全化への方策といたしまして、歳入の面では、今までも行っております収納率向上の取り組み、また国や県への財政支援の要望をいたすということでございます。

それから、歳出におきましては、医療費の抑制、適正化の取り組みということで、特定健診の受診率の向上、またジェネリック医薬品の普及促進などの諸施策を展開する予定でございます。

平成24年度からの新たな取り組みといたしましては、人間ドックの期間延長、これを1カ月間延長となります。また、ジェネリック医薬品の差額通知の実施につきましても、早期に実施をしたいと考えております。

それから、臨時職員を採用するなどして、特定健診の対象者への受診勧奨の強化を図るといふことと、特定健診の周知のために、受診勧奨のCMを井原放送で行うということをご予定いたしております。

最後に、税率改正の検討といたしまして、今後とも、個人所得や被保険者の減による税収の減少が見込まれます。一方、医療費の伸びは過去の推移より鈍化している状況にあるものの、被保険者の高齢化、医療費の高度化により、今後も緩やかな伸びを示すものと考えられます。平成23年度の収支見込みでは、平成22年度繰越金を1億5,600万円の黒字となる見込みではありますが、平成24年度においては、前期高齢者交付金の減などにより、単年度収支では約4,000万円の赤字を見込んでおります。ただ、この赤字部分につきましては、平成23年度の繰越金によってこれを賄うことができると考えており、平成24年度の国保税率は、昨年度に続き据え置くことといたします。

なお、現在国が検討しております高齢者医療制度改革や国保の広域化については不透明な状況ではありますが、これらも視野に入れながら、今後とも常に国保会計の状況把握に努めていく必要があると考えております。



以上でございます。

**委員長（上野安是君）** 傍聴されている三輪議員から発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

### 〈異議なし〉

**委員外議員（三輪順治君）** ありがとうございます。

ただいま国民健康保険の状況について現状と見通しと健全化に向けた取り組みの3点、お話を聞かせていただきました。過去のことは過去のこととして、いわゆる24年度につきましては、税率は据え置くということでございます。単年度分の形はこれでよろしいかと思うんですが、私、ご質問したいのは、4ページにございます最後の2行についてであります。

ここにありますように、国の制度改革や国保の広域化については、今後も不透明な状況であるが、これも視野に入れながらと、こういうふうな表現がありますが、一部報道では、厚生労働省がこの2月14日に全国高齢者医療国民健康保険主管課長会議等で明らかにした内容で、2015年度から都道府県に国保を移管するという政府方針が出たやに聞いております。ただこれは、報道ですから、確かなことではないので、それを確認したいのが1点。

そうなると、不透明でなくて、かなり透明化なりつつありまして、岡山県における取り組みのいわゆる国保における支援指針、これもホームページで既にアップされております。ご承知の方はごらんになつとると思いますが、多くは言いませんが、要はもし一緒になったときの一番の懸案材料ですね。現在でも保険料の格差は県内の市町村で1.7倍になつとんです。これはたくさんいいませんが、高いところで9万3,000円、低いところで5万6,000円、それから医療費も、医療機関がないとか、あるいは所得構造が違う等いろいろな要因がありまして、医療費も1人当たり最高が39万円、最低が31万円、いろいろあるわけです。こういう材料があります中で、今後、不透明などはいいながら、やはり我々も3年先、5年先を見据えながら、国保財政の健全化に向けた取り組みのお知恵も、議会としても調査研究し、執行部のほうからもそういった意見を出していただきたいと思うんですが、たくさん前置きになりましたが、現時点におけるこの表現の不透明ではあるが云々かんぬんということに対して、今私が新聞報道等の状況ですから、不正確ではありますけれども、現時点でわかっていらっしゃる中で、この委員会で発表なされる状況について明らかにしていただきたいというふうに思います。

**市民課長（川田純士君）** 新聞報道等と言われておりますけども、西暦でいえばそうで、和暦でいえば平成27年度を目標にするというようなことと言っておりますけども、これはまだ国会に提出をされていない、現状では全く不透明であるというような状況でございます。

て、都道府県知事会あるいは与党それぞれで議論があつて、なかなか進捗をしていないというのが実情だろうと思っております。そういった中で、市としての情報としては、全く詳しい正確な情報というものはございませんで、不透明というような状況でございます。

それから、県の広域化の関係での支援方針については、先ほど述べられたように、一昨年の12月に制定をされて、県単位で今年度も2回、会議を持っております。さらに、今月下旬にも1回会議を持つと。さらには、そのとき同日の会議で、先ほど言われました国の担当者会議の報告があるということにもなっておりますので、その場である程度の説明はあろうかと思っております。現時点ではそういった状況で、市としましては不透明というようなことであります。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。なかなか言いにくいこともあろうかと思いません。ただ一番懸念してるのは、前回国保の改定があつた際のような同じようなことは繰り返したくはないというのが私の本当に心情なんです。決まって間がないときにどんと出されて、本当に大変な思いをしました。3週間の間は本当に悩みました。2年前ですけど。既に、27年度が目標であり、県のほうとも会議を重ねていらっしゃるわけですから、できるだけこの所管委員会に県の情報なり国の動向が入り次第、所管事務調査報告ということで、ぜひ委員長、これ取り上げていただいて、適宜議会のほうにも資料を提供していただき、ともに考えていけるような環境づくりをしていっていただきたいと思うんですが、委員長、どうでしょうか。

**委員長（上野安是君）** ただいま三輪議員より、適宜資料提出ということ委員会として要求すべきという意見が出ましたけれども、これについてどうでしょうか。

**委員（森下金三君）** それは資料の提供は別に異議ございません。

**委員（鳥越孝太郎君）** 最新の情報がやっぱり入ったほうが、我々も審議もしやすいと思えますので、大変結構なことだと思います。

**委員長（上野安是君）** それでは、国保に関するもろもろの状況ということ適宜執行部のほうから、こちらの委員会のほうに報告していただくということで決してよろしいでしょうか。

#### 〈異議なし〉

**委員長（上野安是君）** 市民課長、スパンとかいろいろあろうと思えますけれども、いろいろと情報を集めた段階で、いいタイミングで資料提供のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**市民課長（川田純士君）** 公表できる範囲の中で努めていきたいと思えます。

委員長（上野安是君） よろしくお願いいたします。

〈なし〉

委員長（上野安是君） 先ほど、議案等の審査が終了した際に、委員会報告書の作成につきまして皆さんにお諮りするのを忘れておりました。申しわけございません。

委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈放課後児童クラブについて〉

委員長（上野安是君） 本件については三輪議員の提案です。

この際、お諮りいたします。

三輪議員の発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、今、議題に調査のテーマになりました放課後児童クラブにつきまして、その目的を、お手元にありますかね。朗読させていただきます。

少子化の進展や現下の厳しい経済事情等から、本事業は児童の健全育成といった観点を含め、その実施意義は大きい。このため、本市の具体的な取り組みについて把握すると、こういうことでございます。

まず、最初にただしたいのは、私が一昨年12月の議会で、同僚議員お二人が、本会議でこの放課後児童クラブについて質問をされました。もう中身は改めてご紹介するまでもないんですが、要は、国のガイドラインを受けて井原市はどうなっとるんかと。あるいは、事故の状況についてどうかということをお尋ねになりまして、一定の報告が出ております。簡単に申しますと、国のガイドライン、県のガイドラインがまだできてないから、市としては、当時ですから、平成23年早々にガイドラインをつくって、そしてきちっと対応していくと、こういうお答えであつたらうと思いますが、それに間違いはないですか。それから、現在、ガイドラインがどういう状態になってるかというのをまず教えていただきたいと思っております。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** お尋ねのガイドラインの件であります。

議会答弁の中で、おっしゃられたように、23年の早々につくりたいということでありましたが、県のガイドラインを待って、実は作成をする予定でありました。県が22年度の末にはできる予定でございましたけれども、県が先延ばしをしたということで、それじゃあ、今年度待っておったんですけれども、実は、先般、県のほうへ尋ねましたら、また先延ばしをするということになりました。こういう県のガイドラインを待ってはおられませんので、これから早急に本市のガイドラインを作成して、来年度の5月に開催する放課後児童クラブ連絡協議会の総会において説明をしたいと。

**委員外議員（三輪順治君）** 来年度。今年度。総会。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 来年度5月。放課後児童クラブの連絡協議会総会があります。これにおいて説明したいと考えております。

**委員外議員（三輪順治君）** 本当に、震え上がるようなご努力の答弁で、私ありがたく思います。県のガイドラインを待っても、それは今、子育てに関連する民主党政府内の動きが、拝見しようりますと、いろいろ変わりがまして、何をされとるかちょっとよくわからないような状況にもありますので、しかしながら、放課後児童クラブというのはこれ歴史がありまして、今、国のほうでやりょうてんこととは少し内容違いますので、それは結構でございます。ぜひ市としての独自のガイドラインの策定を早期に行っていただいて、5月の総会においてきちっと考え方なりやっていたいただきたいと思います。

それにつきまして、次に、現状の確認ということでやらせていただくんですが、現在、この実施主体は井原市と考えてよろしいのでしょうか。まず1点確認をいたします。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 実施主体につきましては、現在13クラブがありますが、すべて市が認定をし、県へ、社会福祉法の第2種社会福祉事業の届け出をした各地区の放課後児童クラブ運営委員会が実施主体というふうになっております。

**委員外議員（三輪順治君）** 今のお話ですと、市が法に基づいて認定しておるクラブが運営主体ということであるんですが、私が聞きたいのは、この事業の実施主体ですね。だから、運営母体じゃなくて実施主体は井原市でしょうか。その点をちょっとお聞きしよるんです。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 実施主体は、あくまでこれは運営委員会であります。

**委員外議員（三輪順治君）** 関係法律の条文で結構ですから、運営主体が実施主体であるということを裏づけるものをちょっと示してください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** この放課後児童健全育成事業であります。この実施主体という中で、本事業の実施主体は、法、これは児童福祉法ですね。法第34条の7の規定に基づき、市町村、社会福祉法人、その他の者を実施主体とするというふうになっておりまし

て、ここで言う運営委員会ということになりますと、その他の者ということで理解をしております。

**委員外議員（三輪順治君）** その児童福祉法の34条の7項の中に今おっしゃった表現があったとして、この放課後児童クラブというのは、その法律で言やあどこに位置づけられる。その34条7項に書かれてる母体が放課後児童クラブの運営主体となり得るという解釈でいいんですか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** そのとおりです。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。そうすると、井原市のご見解とすれば、この放課後児童クラブの運営主体は基本的にはあくまでその放課後児童クラブであるということがわかりました。それでよろしいですね。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** そのとおりです。

**委員外議員（三輪順治君）** しかば、それを前提に質問を続けさせていただきます。

もしそうなれば、井原市がいわゆる実施主体として法律に基づいた事業を運営するために必要な要件として、基本的なことはお約束なり、協定なり、契約なり、いろんな形で、あるいは認可なり、あるいは承認なりをされとると思います。その中身について一つずつちょっと聞いてみますけども、例えば、人件費ですよ。その前に指導員の方の資格というのは、どこまで許されとるんでしょうか。1点ずつそれお聞かせください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 指導員の資格であります。資格については、実はこれは条件はございません。国のガイドラインでは、保育士とか幼稚園の教諭となる資格を有する者が望ましいというふうにされております。ということで、あくまで条件はないということであります。

**委員外議員（三輪順治君）** 5月に総会でお示しなされる市の独自の中にもそんなふうにかかれるんですか。確認をします。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 現状を申し上げますと、現13クラブで指導員48人いらっしゃいます。そのうちの16人が実は有資格者ということになっておりまして、それ以外は資格がない方です。市のガイドラインとして、なかなか今この指導員の確保が難しい現状でありますので、ここで有資格者というふうにうたってしまうと難しいということで、ガイドラインには載せるつもりはありません。

**委員外議員（三輪順治君）** 載せるつもりはない。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 有資格者でないといけないというのは載せるつもりはありません。

**委員外議員（三輪順治君）** 保護者が安心して子供たちを、これは小学校1年から3年を中心なんですけど、場合によっては違うと思いますけども、お任せされるための信頼関係の

ベースになるのが、やはり預かれた時間におけるその人たちが子供たちに接していただく安心感を与える意味では、私は一定程度は放課後児童クラブで有資格者が要ると思うんです。もしその制限がなければ、場合によっては、ある放課後児童クラブは本当に、いわゆる経験者、お母さん方だけで成り立って、リーダーといますか、調整役といますか、そういう方々が自然に上がってくるにしてもなかなか問題があるので、例えば、ガイドラインの中にも、厚生労働省もガイドラインの第5番目に有資格者が望ましいと書いてあるわけですから、例えば、最低1名以上は置いてくれというような形で、これからはされたほうがええように私は思いますが。そこらあたりは、ちょっとまだ時間がありますから、あるいは地元の事情もありますから、頭からこうせいというたら大変難しいと思いますけれども、保護者の方が安心できる、そういった子供たちの居場所づくりに努めていただきたいというのが1つあります。

それから次に、処遇の面で、特に給与の関係は、これは現状どうなってますかね。指導員さん方に対する報酬といますか、賃金といますか、給料というのはどうなってますか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 指導員の賃金につきましても、従来からこれは各運営委員会が独自に決定をされておるところであります。それぞれ統一はされておらず、賃金にも幅があるというのが実情であります。

**委員外議員（三輪順治君）** 私は、リーマン・ショック以前からもあったんですが、賃金格差というものが、やっぱり社会をゆがめてくると。例えば、同じ職場で同じ仕事をして、最近よく言われますけど、パートとか派遣職員とか言われますけど、同じ仕事をして給料が違うというのはやっぱりちょっと納得、自分自身いかないんです。募集をされるにしても、やっぱりある程度、時間給であれ、あるいは日額であれ、働かれた内容については、時間的な金額保証というものは井原市のほうで担保してあげないと、国の補助金は3分の1しか出てないのはわかってますけど。やっぱり単市財源でも中に出していきながら、優秀な、あるいは保護者が信頼できる指導員を確保すべきじゃないんですか。運営主体は確かに児童クラブとおっしゃったけども、皆さんは井原市を信じて、その児童クラブへ預けられとるはずなんですよ。だから、ある程度、賃金が、格差の中身は聞きませんが、一定の規模、水準を保つようにご努力をされるべきではないでしょうか。そこらあたりご見解をお聞かせ願いたいと思います。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 指導員につきましても、先ほど申し上げましたように、有資格者の方、資格がない方がいらっしゃいます。そういう指導員の資格の有無、勤務時間、それから勤務年数なども違いがありまして、多少の差異が生じております。これについては差がつくというのはいたし方ないんじゃないかなというふうには思っております。

**委員外議員（三輪順治君）** その考え方は、私はちょっと異なっておりまして、あくまで

も最低基準というのは、私は守っていただくべきだと思います。それにもし財源が足らん場合は、井原市が一般財源から補てんをして、子供たちがすくすく、親の方は共働きでお忙しいということで預けられるわけですから、安心して、信頼を持ってしていただく。同じ職場におってばらばらであるというのはいささかいかかなもんかと思います。これはコピーですけども、あるクラブがこういうて書いてあるんです。ある井原市内の学童指導員の募集がこういった求人広告にありまして、時給が850円と書いてあります。ごらんになったかわかりませんが、お集めになるご努力についてはこれわかるんですけど、例えばじゃあこれを見られた指導員の方が、私はこれしかもらってないとか、いろいろな思いされると思うんです。井原市どういう指導しとんかなというようなことを、逆に思われませんか。例えば、時給というのは、やっぱり働くための一つのベースになりますから、ある程度、最低は考えてあげるべきじゃないかと思いますが、もう一度ちょっとお考えを。余り手をつけられないというようなお気持ちがあるようですけども、最低これぐらいは、有資格者であろうが、資格ないものであろうが、その5時間、4時間同じ仕事をしてるわけですから。多少は差があるとしても、最低これぐらいは井原市のほうで、その5月の総会に出される中で考えるべきであろうと私はと思いますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** この賃金の問題でありますけれども、実は、これを、事業そのものが、2分の1が補助金、2分の1は保護者負担で年間運営をしていただいております。国から、これは当然補助金が出ますけれども、その補助金を受けて、国、県、市が各運営委員会に、ある意味2分の1委託という形で事業を実施してもらっております。その中で、国のほうの示されている、これは子供の数によって基準額が決まっております。基準額の中の、はいじゃあどういものが補助金の中に含まれてるかということで、その中に賃金のほうも示されておまして、賃金につきましては、これは東京都の最低賃金、地域の最低賃金、837円というのが示されておるところでありまして、これをベースにとということで、これを運営委員会にも示していきたいなと思っております。

**委員外議員（三輪順治君）** よろしくお願ひします。

それから次に、その方と運営委員会との間では雇用関係というのは生じるんですか。つまり、今、実施主体が運営委員会とおっしゃったんで、運営委員会がいわゆる事業体ですね。責任者ですね。その責任者というか、その組織とその指導員としてそこでお働きになつて方との雇用関係はどうなんでしょうか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 当然、今おっしゃるとおりに、雇用する側と雇用される側ということで、運営委員会が指導員を雇用すると、契約に基づいて雇用しているというふうにとらえております。

**委員外議員（三輪順治君）** となりますと、通常健康保険であるとか雇用保険であると

か、いわゆる社会保険体系はどんな実情でございましょうか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** これにつきましては、実情は今すべて把握はしておりません。

**委員外議員（三輪順治君）** 例えば、そこで指導員の方が不幸にも、例えばけがをされるという場合になると、公務災害か労務災害か、災害として運営母体である運営委員会のほうが、災害に対する補償をなさると、こういうことでよろしいんですか。それはおわかりにならないんですか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 事故があった場合のそういう保険の対応でありますけれども、各委員会には、子供、指導員を含めて、事故防止に向けた安全対策をお願いしとるところですけれども、各運営委員会に、万が一のために傷害保険等には加入するように指導しております、すべてのクラブがこの保険には加入はされております。

**委員外議員（三輪順治君）** 少し実態がわからないんです。私が指導員としてそこで働きよった場合に、私が何か、病気で風邪を引いた、あるいはけがをしたと。あるいは、労務災害、公務災害の中で、それはすべて、ですからいわゆる運営委員会が母体となって対応されると。つまり、私が例えば、国民健康保険に入ったままで雇用関係に入るということもあり得る。もしくは、何も保険がない方が、例えば指導員として入った場合には、そういった健康保険の保障もあるということであらうんですか。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 実際に、今入っていただいているのは、児童クラブ活動するときに、事故、けがというものに対応するための傷害保険というものには加入をさせていただいておりますが、指導員さんの病気とかに対応するための保険は入っておられるかどうか、その辺は把握はしておりません。

**委員外議員（三輪順治君）** 井原市が実施主体でないというのを聞いて、何ぼか納得はするんですが、やはり国の厚生労働省、文部科学省ともに同じような制度を持っていますけれども、私は基本的には市が前面に出て、ベーシックな基礎的なところは市がやはりカバーすべきだろうという、私は思いを持っています。ですから、運営委員会のご事情もありますから、確かに人が集まらんとか、いろいろ問題があり、また場所の確保もご苦労なさっていることは重々知つとんですが、私はできるだけそういう子供を育てる環境に、みんなが安心して預けられる、そして地域全体が子育てが本当に安心してできる町井原市をつくっていただきたいがために質問させていただきますので、続いて行います。

**委員長（上野安是君）** ちょっとお待ちください。

今までのところで、他の委員の方、ご意見とかございますでしょうか。

〈なし〉



～休憩～

**委員外議員（三輪順治君）** それでは、午前中に引き続きまして質問を続けさせていただきます。

次の点でございますが、指導員の研修の場というのは、何か一定のルールで井原市のほうでお考えになつとるところがあつて、具体的にやられてる場というのがあればご紹介いただきたいと思ひます。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 指導員の研修でありますけれども、計画的に研修を実施してるところであります。本年度につきましては、放課後児童クラブ連絡協議会として研修を3回実施をいたしました。また、備中地区あるいは県で開催される研修にも積極的に参加をしてもらつており、資質の向上に努めているところであります。

実際に、井原市で……。

以上です。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。その情報というものは、市のほうの絡み方なんです、そういった連絡協議会にもご同席なされ、ご助言なり、いろいろご指導なさつてますでしょうか。確認をさせていただきます。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 研修につきましては、当然、市のほうは3回とも同席をしております。

**委員外議員（三輪順治君）** そこで出た課題等を、具体的に施策に反映するという形で、何か特徴的なものがありましたらご紹介ください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 研修の内容につきましては、すべて講習会ということになっておりまして、これはこの3回実施しましたのは、講師による講習ということになります。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。研修会の意味が、ごめんなさい、ちょっと定義をしてなかつたんですが、いわゆるクラブごと運営主体がそれぞれ違うということでございますが、一堂に会して運営上の課題とかというものを意見交換する場はあるでしょうか。再度確認します。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** この連絡協議会の中に役員会も設けておりまして、その役員会で協議課題を協議しまして、それを総会に諮る場合もありますし、そういう会は役員会で検討いたしております。

**委員外議員（三輪順治君）** その中で、市として取り上げなければならない現実的な共通テーマ、課題がありましたでしょうか。もしあれば、具体を教えてください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** やはり問題は、指導員の問題、数の問題であり、資格の

問題というのは課題に出ました。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。いずれにしても自主的な運営を基本とされてますけども、先ほど5月には、新しい市としての一定のガイドラインをお示しになるということでもわかりましたので、ぜひ厚生労働省のガイドラインも当然平成19年に出てるわけですから、基本的にここだけはということをぜひ盛り込んでいただいて、保護者の方の安心感といいますか、信頼感、それをぜひやっていただきたいと思います。

次に、これもお聞きしよう思うんですけども、事業内容も各児童クラブによって、カリキュラムというちゃおかしいんですが、中身ですね。これはもうそれぞれ自主性に任せてるということでもよろしいんですか。ちょっと確認をさせてください。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** そのとおりであります。

**委員外議員（三輪順治君）** 最後にします。

事故の状況ですが、平成22年12月に、本会議でご質問された議員さんの市長答弁の中で、いろいろ手を折った、足を折ったとか何件かありました。全国的には死亡の例もありました。そのときの治療費とか損害賠償とか、いわゆる施設の管理瑕疵によって起きたかということになれば、いろんな問題に発展すると思いますが、幸いに、井原市の場合はそうでないんでしょうけども、そこらあたり全体を含めて、事故があったときのそういった関連ですね。補償体系、対応、市としての責任、これをちょっとお知らせをお願いしたいと思います。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 事故の対応であります。これにつきましては、すべてのクラブが傷害保険に入っております。事故が起きた場合には、応急措置の後に、保護者に連絡して、クラブが病院へ連れていくということで対応しております。保険は全部すべて保険対応という形になっております。

**委員外議員（三輪順治君）** こういうケースがないんですが、仮に、運営母体の施設が、これ市のほうでご提供なさってんでしょうけども、今回、四季が丘も4月2日がオープンだったか、オープンなさいますね。その場合、建物の構造的な面で、例えばそれが管理上の問題があって、それが事故の原因になって、例えば大けがしたということになったら管理上の瑕疵が問われますよね。そうすると、その施設の所有者が井原市かもしくは民間ですよ。ここらあたりの整理はどうなんでしょう。仮にじゃいけませんけども、そういったところを想定されてますかね。

**子育て支援課長（谷本悦久君）** 13カ所、すべてが市の施設に入っておるわけではありません。市で入るとられる分につきましては、市に、建物そのものに起因する事故であれば、当然市に責任を問われると思いますけれども、それ以外の建物については、今現状把握はしておりません。

委員外議員（三輪順治君） 病院の医療事故でも、実は、例えば患者さんがリハビリ中に転んで落ちて悪化するということもある。これ医療事故なんです。ですから、いわゆる事故というのはどこでどう起こるかわからないので、ここらあたりの責任対応というのをきちっと整理していただいとったほうが、預けられる親御さんにとっても安心できると思いますので、ぜひ5月に向けまして、時間は余りないですけども、最低限のところをやっていただいて、放課後児童クラブが現在国のほうでこども園というような形で新しい構想も出ておりますが、つなぐような施設で非常に重要ですから、引き続き、井原市も運営母体が各クラブであったとしても、井原市としての一定の責任を持ちながら、ぜひ地域の子育てに大いに努力してやってほしいと思います。

以上で終わります。

委員（佐藤 豊君） 1点だけ済いません。

運営委員会のほうで、先ほど報酬じゃ、賃金じゃという質問がございましたけれども、それは各児童放課後クラブのほうで、運営協議会のほうで決めればいいことなんでしょう。ですから、行政がこれだけの一定の金額に賃金はしてくださいというようなことは決まってはいるわけですよ、現状では。

子育て支援課長（谷本悦久君） これは13クラブ各運営委員会がお決めになってることですから、その連絡協議会の中で賃金を統一化することも考えてはおりません。

委員（佐藤 豊君） ないということ。わかりました。

〈なし〉

〈協働のまちづくりについて〉

委員長（上野安是君） 本件については三輪議員の提案です。

この際、お諮りいたします。

三輪議員の発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） ありがとうございます。

次に、協働のまちづくりにつきまして質問させていただきます。

質問の趣旨は、お手元に配られとると思いますが、一応朗読をします。

調査目的、協働をキーワードに諸事業を展開する中であって、本市としての協働のまちづ

くりに対する取り組みの具体的進捗内容及び地域内分権の進展が予想される中、今後の本事業に対する姿勢を把握するために質問をさせていただきます。

まず、これ新聞報道でございますが、市内に23年度内に7地区で協議会が設立されたと、こういう報道に接しました。具体的に、7地区の学区をお知らせをいただきたいと思えます。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 学区のお尋ねでございますので、井原地区、それから高屋、木之子、大江、県主、荏原、野上、青野、西江原、芳井。

**委員外議員（三輪順治君）** ようけあるぞ。10あるじゃない。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** それで、この3月末までに、新聞報道では7協議会というふうなご紹介、今お話しされましたけども、3月末までに10地区が設立をされるという運びになっております。

以上です。

**委員外議員（三輪順治君）** 大変結構なことでございます。その10地区、あと13地区が全体学区ですから、あと3学区ということですから、もう7割、8合目に来たと、こういうことですね。組織については。

次に、その組織の中にお集まりの団体というのは、具体的にそれぞれ特色があると思えますが、総合的に見て、どういう団体がその10地区に入っているのでしょうか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 構成団体のお尋ねでございますが、先ほど出ましたように、自治会、それから公民館、女性団体、それから福祉、PTA、消防団、それから高齢者、農業団体、それから学識経験者、学校関係等さまざまでございます。

**委員外議員（三輪順治君）** 大変すばらしい組織体になりつつあると思えますが、私が住んでる出部は、まだちょっとこの動きがないので、済いません、私がわからんので、質問させてもらよんですが、今、10地区上げられましたその協議会には、今要素的な団体をずっと言われました。その方々が主に入っているわけですか。確認をさせてください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** そのとおりです。

**委員外議員（三輪順治君）** そうすると、従来の自治会の活動を越えた新しいまちづくりに向けた母体ができ上がるということで、大いに結構であると私は考えております。

本当にその中で議論がこれからなされ、現在、でき上がったばかりですから、これから恐らく具体的な活動に入っていく。そのために、平成24年度の予算も、1地区当たり10万円とおとりになっていると思えます。中身については予算委員会のほうで聞かせていただきますけれども、これをこれから担当、井原市としてはどういう形で、どういうかわり方を持ってやりたいと思っております。ここをちょっと教えてください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 協働の推進というのは、市長が標榜してございまして、

分権時代に求められる市政の重要課題というふうな位置づけで今日まで取り組んでまいりました。今後もさらに、地域の皆さんのいろんな、多様なご意見やご提言を踏まえながら、そういうものの実効性を高めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

**委員外議員（三輪順治君）**　　ちょっと漠然としとんですが、例えば、せっかく今そういった母体ができるわけですから、これからこの母体を、もっと具体的に聞きましょうか。パートナーシップ推進員さんはどうされるんですか。どうかかわりを持つんですか。ちょっと具体的に教えてください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）**　　パートナーシップ推進員につきましては、ご案内のとおり各地区に2名を配置いたしまして、地区のまちづくり協議会等におきましてさまざまな地域の抱える今日的課題がございまして、それらの会議へ積極的に参加させていただいて、これは基本的には地域の要請に基づくということにしておりますが、その中で、推進員は、会議においてさまざまな行政情報の提供でありますとか、地域の情報の収集、助言、それから連絡調整などを行っております。地域住民と、それから行政のパイプ役ということはこれまでも申してまいりましたが、そういったことを事業を通じて、行政といわゆる市民の信頼関係を一層高めていきたいというふうなことを、今後もさらに交流していきたいというふうに思っております。

**委員外議員（三輪順治君）**　　まだイメージつかめないんですが、例えば、その協議会で、今おっしゃったように、今日的な地域的な課題に対して、パートナーシップの方が、今学区に2名いらっしゃいますけども、行政情報の提供だとか連絡調整おっしゃいましたけど、その課題に対して、その地域がどういうふうパートナーシップさんがかかわって、何を次のステップとして考えられるんですか。ただ単に意見交換する場でないと思うんです。そこをちょっと教えてください。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）**　　具体的に、今、パートナーシップ推進員が地区へ出向いていまして、活動の具体的な内容の事例を申し上げますと、協議会の立ち上げに当たりまして、さまざまな他の事例なんかの例えば規約であったり、組織形態であったり、そういったことの提供をしておりますのが6件、それから地域からの要望事項の調整等をやっておりますのが6件、それから他地区の取り組みの様子を情報提供したのが7件、特に住民アンケートなんか一部地区で取り組んでいらっしゃいますけども、そういったことも含めて情報提供をさせていただいております。それから、地域の課題といいますか、協働のまちづくりの市民推進室でテーマ設定をいたしておりますけども、これらの調整等もやっております、12件。それから、会議の内容を行政のほうへいろいろ情報を市のほうとパイプ役と申し上げましたが、そういったことを47件、具体で申しますと、取り扱っております。

**委員外議員（三輪順治君）**　　ちょっと観点変えて聞きます。同じことの間答になるんで。

要するに、協議会は何を目指し、井原市として協議会を設立したねらいはどこにあるんですか。何を目的にするんですか。着地点はどこですか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** これはもうこれまでもたびたび申し上げておりますように、地区のまちづくり協議会がそれぞれの地域のまちづくりの推進母体、核として機能していただいて動き出しております。自治会や、先ほど申しましたように、自治会を初め、公民館や消防団等、地域の皆さんとパートナーシップ推進員とがともに、先ほど申しましたように、地域のさまざまな問題点、課題点を抽出して、それをその課題解決のために実践に結びつけていくということが一番大切なわけで、そういったことが、そういった積み上げが、行政とそれから地域の住みよい地域づくりを実現できる、そういったことにつながっていけばということで、地域のほうも今だんだん盛り上がってきておるのが現状でございます。

**委員外議員（三輪順治君）** そのためには、例えば学区ごとに、年齢、人口構成とか、例えば面積とか、例えば地形とかなんとかというのはそこへお住みになつとるからわかるけれども、母数、地域の実情といたしますか、ちょっとええ格好の表現すりゃあカルテという、地区カルテというんですか、地域の現状がどうなってるかということから、共通認識のもとで、多分それがスタートするとは思いますが、先ほどのパートナーシップの方が情報提供されとるという中に、それはもうあると思うんですけども。これから5年先や、井原市これから5年先の計画をつくりませんが、5年先や10年先に私たちの地区がどうなつとるんだということを見ながら、多分進めていかないと、リーダーとなる方はいずれ交代される可能性もありますけど、しかしこの地域をこうしたいという思い、願いは、僕はそれは財産として残ると思うんです。あるいは、形が変わっても生きてきますから。そういうところ辺のねらいというのは、今、井原市のほうではお考えにはなっていないんですか。こういう地域にしたとか、役割分担はわかりますよ。何かそこらあたり、何か明確なものがないんですかね。ただ単につくって、今、具体の協議をしておると。その段階であって、僕が聞いとるのは、最終的にはその協議会でどういうふうな形で展開を想定されとるのかという質問なんで、大きくお話をちょっとさせてもらゆるんで、答え方として難しいかもわかりませんが、全体としてもしわかれば、副市長さん結構ですから、イメージがあれば、ちょっと担当部長さんでも結構ですからおっしゃっていただきたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 地域のあり方といいますか、あり方像といいますか、そういったことについては、行政からこういう地域ということを一律に申し上げるのが、この協働の形ではないというふうにも思っております。皆さんがいろんな地域内でのさまざま多様な世代が町の将来についてどういうふうにしていくかということを中心に議論しながら、自分たちの町のありようについて設計をしていくのが、このまちづくり協議会の役割だと思っております。ですから、そういったことを込めまして、それは行政は真摯に向き

合って、精いっぱい応援をしていこうというのがこの我々の目指す協働のまちづくり像なんです。ということでご理解いただきたいと思います。

**委員外議員（三輪順治君）** 濟いません。やっと結論がわかりました。要は、主体的なまちづくりについて、地域住民の方々がみずからいろんな団体の枠を超え、境界を越え、年齢を超えて意見を出し合って、どういう町にするか、どういう形がいいのかということを議論し、パートナーシップの方はそれに対していろんな提供して、あるいは他都市の事例も紹介しながら調整していくと、こういうことでいいんですね。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** そうです。

**委員外議員（三輪順治君）** よくわかりました。もうそれをお聞きすれば次に入っていきます。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 今のお話のとおりでございます。

**委員外議員（三輪順治君）** わかりました。本当に、市長がたびたび言われてます市政は市民のため、市民中心の市政と、まさにそれを地でいく、本当に大切な取り組みがスタートしたと、私は理解しました。

そこで、必要なのは、今組織づくりが始まりました。人づくりも始められています。それから、必要なのは資金の関係です。それは、補助金関係で今手を打たれました。評価したいと思います。次に拠点です。いろんなさまざまな機能がかみ合って、その地域における議論が進んでいくんですが、例えば拠点ということで、現在公民館が、中心的にはそういった公の場で生かされていますけれども、このまちづくり協議会における拠点の場というのは、行政のほうとしては主にはどういうところをとらまえていらっしゃるのでしょうか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 現在、地区まちづくり協議会の拠点としては、ご案内のとおり、地区の公民館を拠点として取り組んでいただいております。

**委員外議員（三輪順治君）** となると、教育委員会が任命されとる嘱託職員としての公民館主事とのかかわり方についてでございます。次の質問。

公民館主事さんは、たしか非常勤の嘱託職員の方であったと思います。その方は、公民館にいらっしゃるわけですから、パートナーシップの方々との連携も当然出てきますし、日々、先ほどおっしゃいました構成団体の例えば自治会とか老人会とか、あるいはPTAとか福祉関係とかかわっていただいとると思う。そのパートナーシップ推進員と公民館主事との連携、連絡、あるいは調整、これはどういうふうにお考えでしょうか。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** 公民館主事さん、現状を申し上げますと、これまで取り組んでいただいております各協議会においては、パートナーシップ推進員、市側でいいますとパートナーシップ推進員、地域側でいいますと、一律ではありませんけれども、この中へ公民館主事さんがかかわって、公民館、自治会長さんらを中心として、いろんな実務的なサ

ポートも現状していただいているやにお聞きをします。

**委員外議員（三輪順治君）** ある程度イメージわかりました。しからば、一体的な、地域は一つですから、役所の都合で教育委員会と市長部局が分かれとるわけですから、私はちょっと提言をしたいと思うんですけども、もうこれから組織をつくり、形が見えてくる過程において、1つ教育委員会と市長部局が手を取り合って、地域における人材サポートあるいは情報提供というものを一体化すべきだと思います。これは今すぐどうのこうのじゃないんですが、ここらあたりをにらみながらやっていくほうが、私は効率的であり、かつ地域のニーズに合うと思うんです。副市長、どうですかね。そこらあたり。お考えがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**市民生活部次長（笠行眞太郎君）** この件につきましては、社会教育法との関連もございまして、現状は、現時点では、いわゆる公民館、この拠点については、あくまでも社会教育法の範囲内で規定をします公民館、生涯学習の場としての拠点であり、さらにはコミュニティ活動の場であったり、それから公民館としての地域課題をいろいろ目的に、そういった地域の課題の学習、そういったことを現にさせていただいております。主体的にこのまちづくりの活動の拠点として、公民館が現に大きな役割を担っているということも、現状ではご理解いただいていると思います。

特には、この社会教育施設の提言の中で位置づけられておりますので、今後の課題ということになるかと思えます。

**委員外議員（三輪順治君）** 地域の人たちは、社会教育法であれ何であれ、それは関係ない言うちゃ、ちょっと極論なんですけれども、公民館が文科省の所管の中でどうのこうのという話はちょっと置いといて、地域の活動拠点が実態公民館であるのであれば、その公民館を、役所全体として活用するという手だてを考えていただきたいと思うんです。そうならんと、その拠点がきたものにならんと思うんです。

きょうはこれで終わりますけれども、1つ、今方向性出ました。今、いつまでにどうのこうのということは、きょうはあえて聞きませんので、あと残った3学区の、とにかく組織母体をおつくりになり、実績を1つでも2つでも出していただきながら、財源確保、あるいは将来の展望について、また改めてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

私からは以上で終わります。

**委員（佐藤 豊君）** 今、三輪さんがいろいろ質問されましたけれども、要は、高屋町がまちづくり推進協議会をつくって、当初はまちおこし、またまちづくりに変わっていったわけですけども、そうした中で、市のOBの方が非常に地域の課題を見つけ、また地域の財産を見つけ、地域の発展にどう結びつけていくかということを非常に段取りよくアドバイスをさせていただいたことによって、高屋町は、大きな子守唄という財産を再認識し、まちおこし



につなげていったという事例があります。そういった事例も、出部のほうも参考にされたらいいというふうに私自身も思いますし、そういったことが全体の地域の活性化につながっていくんじゃないかというふうに私も思います。

そういったことで、前例、事例等々もありますから、そういうことも我々議員は共通認識として、今後は持っていくべきではないかと、私は思います。

〈なし〉

#### 〈その他本委員会の所管に属する事項〉

〈なし〉

**介護保険課長（中原康夫君）** 先ほど、議案審議の中で、森本議員さんから質問があった件についてお答えをしたいと思います。

介護認定で、以前要介護1だった人が要支援1となったというケースでございます。介護認定につきましては、基本的には全国一律の方法で調査をして、全国統一のコンピューターで1次判定を行って、その1次判定をもとに、認定調査員の調査結果、主治医検証などをもとに、介護認定審査会が2次判定をして結果を出すということでございますが、実際に、介護度が下がるケースでございますが、1つは、状態がよくなって介護の手間が減少したということも考えられます。あるいは、よく聞く話ですが、高齢者の方は、調査員が来たときに、よその人が来たときには非常に頑張られると。調査の時点では頑張っているんだけど、日常はあんなにはできないというようなことを聞かれるので、調査のときに特に頑張って、いい状態といいますか、日常よりも頑張られた状態で調査が行われる。もしくは、認知の関係ですと、役所の人に来とってるときはしゃんとしとってじゃというようなものもありますので、そういった場合に、今までは、介護度を持っておられる方ですから、ケアマネさんがついておられます。介護度が下がったことによって、今まで受けていたサービスが、下がった介護度で入るサービスならいいんですけど、介護度によっては、区分の支給限度額を超える場合がありますので、今までのサービスが使えないので、今まで生活してきたことについて支障が生じるという場合には、ケアマネさんと相談をさせていただいて、変更申請を、必ず上がるとは限りませんが、そのあたりは担当ケアマネさんと相談をさせていただいて、変更申請をさせていただいております。

現在までに、介護保険制度が始まって、本市で県のほうへこの認定につきまして不服審査の申し立てがあった事例はございません。それが1件目でございます。

それから、ヘルパーの時間のことをちょっと言われたと思うんですが、実は、24年度から第5期の介護報酬改定に伴いまして、ヘルパーさんの派遣の時間の見直しが行われました。今まで生活援助の場合、30分以上60分未満という単位でしたが、これが30分以上60分未満で229単位でしたが、それが20分から45分未満と。それと、45分以上というふうに分けられまして、聞いている話では、45分では洗濯ができないというような話が出ていますと伺っております。これにつきましては、45分以上のところを選ぶと、229単位が235単位となって、少し自己負担も上がるわけなんですけど、このあたりをどのように今後クリアしていくかというのは課題だと思いますが、これ自体は国の制度ですので、井原市でこの45分以上を、井原市の場合は今までどおり60分にするとかということはできません。あとは、事業者の中でどのように対応して工夫をされるのかということだと思います。

以上です。

**委員外議員（森本典夫君）**      ありがとうございます。

**委員長（上野安是君）**      閉会に当たり、執行部より何かございましたら、お願いいたします。

**副市長（三宅生一君）**      終わりに当たりまして一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心にご議論をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜り、ありがとうございます。委員会を通じまして、いろいろなご意見、ご提言をいただきましたが、今後の施策の推進をしていく上で、ぜひとも反映していきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

**委員長（上野安是君）**      以上で市民福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。